

(7) 原発避難者対策

【放射線技師の派遣】

福島県で避難者等の放射線被ばくスクリーニング検査が始まったことから、スクリーニング検査要員確保のため、厚生労働省等からの派遣要請があり、診療放射線技師を派遣した。

被災地の状況と課題

福島県で警戒区域（立入禁止区域）内の避難者の一時帰宅に伴う放射線被ばくスクリーニング検査が始まったが、スクリーニング検査要員が不足。

経験を生かした支援活動

- (1) 5月10日から警戒区域（立入禁止区域）内に避難者の一時帰宅が開始されることとなったことに伴う放射線被ばくスクリーニング検査のため、厚生労働省から5月9日付けで全国自治体に対して医師・診療放射線技師等の派遣要請があった。
- (2) このため、健康福祉事務所に勤務する診療放射線技師の意向を個別に確認し、派遣は2人1組で1週間程度を基本に、経験年数等のバランスを考慮して、派遣期間中の業務体制などを所属と調整のうえ、派遣者を決定した。
- (3) 5月12日に厚生労働省から兵庫県への正式の派遣要請をうけ、5月13日から派遣を開始した。派遣にあたっては、実際のスクリーニング検査の実技の経験が少ない職員が多いことから、放射線被ばくスクリーニング検査ガイドラインを作成するとともに、被ばく相談時の留意点等をまとめた資料などを事前に配布し、派遣の前日に改めて、個別に実技等をレクチャーして派遣に臨んだ。
- (4) GMサーベイメータや個人被曝線量計については、県庁・健康福祉事務所に機材がなかったため、社団法人兵庫県放射線技師会の表面汚染密度測定用GMサーベイメータ、県立健康生活科学研究所の空気中線量率測定用GMサーベイメータ、県立病院所有の個人被曝線量計を手配（借用）して対応した。
- (5) 活動内容は、福島県内に設置されている常設スクリーニング会場における被ばく検査や検査時における相談対応（被ばく相談）、一時帰宅者のため20km圏域境界に設置された臨時スクリーニング会場における被ばく検査に従事した。



福島県原子力災害対策本部でのミーティングの様子

また、毎日朝夕の2回、福島県原子力災害対策本部でのミーティングに参加し、会場における状況や課題などを協議した。

- (6) 派遣は、5月14日から5月31日までの18日間に3班、6月7日から7月11日までの35日間に5班、延 106 人を派遣した。
- (7) 派遣期間中の被ばくスクリーニング検査件数は 2,858 件、うち除染が必要なレベルの者はいなかった。また、人以外にも野菜や土壌、車、動物などの検査も実施した。
- (8) 従事期間中の個人の被曝線量は1日当たり平均 0.96 マイクロシーベルト、派遣期間中の最高積算線量は 15 マイクロシーベルトと放射線診療従事者の被ばく線量限度(5年間 20 ミリシーベルト = 20,000 マイクロシーベルト)を下回るものであり、健康に影響を与えるレベルの被ばくはなかった。



常設スクリーニング会場での検査の様子

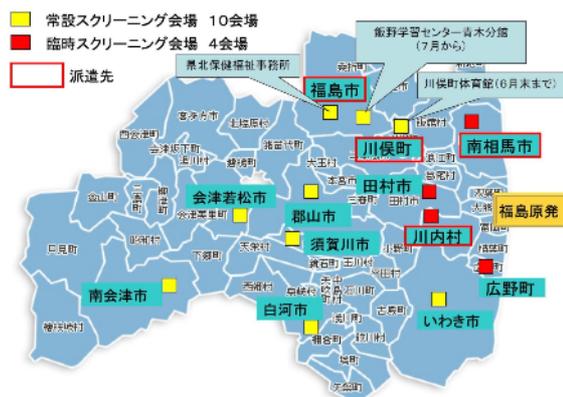


臨時スクリーニング会場の様子

活動実績

派遣場所			派遣期間(班名)	検査件数		左記のうち 100,000cpmを 超えた件数	Bg(μSv/h)		被ばく 線量(μ Sv/日・ 人)
				人(人)	車両		室内	室外	
常設会場	福島市	県北保健福祉事務所	5/15~5/26(1班2班) 7/11(8班) 13日間	675	36	0	0.07~ 0.11	1.10~ 2.06	0.42
		飯野学習センター青木分館(7月より開始)	7/2~7/6(7班8班) 7/8~7/9(8班) 7日間	231	1		0.38~ 0.57	1.12~ 1.52	2.00
	川俣町	川俣町体育館 (6月末で閉鎖)	5/14(1班)5/27~5/31(3班) 6/7~6/24(4班5班) 6/27(6班)6/30(7班) 26日間	1,572	150		0.10~ 0.17	1.52~ 2.24	0.69
臨時会場	南相馬市	馬事公苑	6/25~6/26(6班) 7/1(7班)、7/10(8班) 4日間	289	-	0	0.48~ 0.63	1.95~ 2.31	2.75
	川内村	川内村村民体育センター	6/28~6/29(7班) 7/7(8班) 3日間	91	-		0.11~ 0.13	0.34~ 0.38	0.83
計			5/14~5/31、6/7~7/7 53日間	2,858	187	0	0.07~ 0.63	1.10~ 2.31	0.96

福島県内でのスクリーニング会場地点(派遣期間中)



被災地支援で学んだこと

- (1) 住民の不安を解消するには、国や自治体が必要な情報をタイムリーに情報提供することが求められる。公的機関からの情報が制限されたり、タイミングを逃すなどして、住民から不信感が持たれると、その後の情報の受け入れが悪くなる。特に放射線等の健康被害に関する情報については、リスクコミュニケーションが重要であるとともに、住民の目線にたち、きめ細かな情報発信を行う人材の育成が必要である。
- (2) 十分に検討されていない個々の専門家の言動は、社会を混乱させることから、科学的な合意を得た情報を発信することが必要であり、マスコミなどを含めた情報提供の体制を検討する必要がある。
- (3) 発展的な支援を継続するためには、前任者から「正確に引き継ぎ」、後任者へ「よりわかりやすくして引き継ぐ」ことが重要である。特に日報などの活動記録は後任者への引き継ぎを意識して作成することが必要である。
- (4) 放射線に関する健康危機管理は特殊な分野であるが、平常時から様々な事象に備えて職員の訓練や研修等により対応できる体制づくりが必要である。

派遣職員等のコメント

【加古川健康福祉事務所 健康管理専門員 東山 勝彦（福島県派遣）】

放射線の被ばくを恐れて、晴天の時でもレインコートを着用した親子連れが放射線被ばくの相談に訪れましたが、福島県住民の心情を象徴しているようで印象的でした。

放射線に関する情報が錯綜しており、「毎日わかめを食べている。」「うがい薬を飲むのは効果があるのか。」「どの情報を信用して良いのかわからない。」など混乱している住民も多かった。

【中播磨健康福祉事務所 課長補佐 森田 哲夫（福島県派遣）】

現地では、放射線に関する講演会が開催されていましたが、「行政側が開催した講演会では、安全性が強調されるが、市民団体が開催する講師は危険性を訴える。」との声が聞かれるほか、マスコミなどの情報の氾濫のため、住民の不安は増長していました。住民に対してリスクコミュニケーションの重要性を認識するとともに、コミュニケーターの育成の必要性を痛感しました。

【豊岡健康福祉事務所 健康管理専門員 柴原 恒夫（福島県派遣）】

スクリーニング会場には、様々なものが持ち込まれていました。野菜はもちろんのこと、衣類、犬、幼虫、土壌、車等。また、住民のなかには測定器を購入し、「放射線量の測定値が新聞発表のものとは異なる。行政はまた嘘をついているのか。」との相談もあり、住民が持参した中国製の測定器では、当方の測定器と測定値が大きく異なっていたため、測定機器による誤差などを説明しました。

【健康福祉部健康局疾病対策課 主査 鴻池 純二（福島県派遣）】

一時帰宅者のスクリーニング会場では、日中の気温 35℃、湿度 80%にもなり、暑い中防護服を着て何時間も過ごすため、帰宅者やスタッフの中から熱中症で倒れる方が続出しました。そのため帰宅者の身体的負担を軽減するため、測定方法も簡便に短時間で出来るように日々工夫していました。

福島が放射線物質により汚染されているため、1日当たり1～4マイクロシーベルトの外部被ばくを受けることには驚きました。一時帰宅者では、警戒区域内に2時間の滞在で10マイクロシーベルトを超える外部被ばくを受ける方もおられ、土壌汚染の除去等を行わないと、今後、自宅へ戻ることは難しいと感じました。

【赤穂福祉事務所地域保健課 課長補佐 山下 勝也（福島県派遣）】

一人の男性が相談に来られたとき、最初は放射線の不安を直接的には話されませんが、話が進むにつれ、原発の影響で多くの知人が町を去り、地域のコミュニティが崩壊されつつあることや、家族の中でも放射線に対するリスクの感じ方の違いから家族崩壊が始まっている話まで聞きました。

相談を終えいったん帰ろうとしたとき、振り返り「一言いいですか」と声を掛けてこられ、「福島県民を代表して一言お礼を言わせてください。遠方よりご苦労さまです。安心しました。ありがとうございます。」と帰っていかれました。

目頭に熱いものを感じました。行き交う町の方からも「ご苦労さまです。」と声を掛けられ、兵庫県のロゴ入りのウインドブレーカーを着ていると多くの方から「阪神・淡路大震災も大変でしたね。」と言葉をかけられました。

また、福島県内で被ばくスクリーニング検査や相談業務を行う中で気がついたことは、福島市内の街のなかで子供の姿をほとんど見かけなかったことです。いくつかの学校の周辺を通りかかりましたが、グラウンドで遊んでいる子供を一人も見かけませんでした。

放射線に対する不安は、家の中に閉じこもることにより潜在化したり、福島から避難したりして表面化しづらいのではないかと感じました。

被災地の課題を探るには「地域の中に出向き、その住民と向き合い直接話をする事」によって明らかになるということを学びました。



H23.7.27 産経新聞

【動物救護活動支援】

福島県、福島県獣医師会等が組織する「福島県動物救護本部」の活動を支援するため、環境省からの要請に基づき、同本部が実施する警戒区域（福島第一原子力発電所 20Km 圏域）内における犬、ねこ等ペット動物の救護活動に対し、獣医師等動物愛護管理担当職員を派遣した。

被災地の状況と課題

- (1) 福島第一原子力発電所 20Km 圏域内は、地震・津波・原子力事故被害を被っており、住民は緊急避難のため、準備をしての避難はできなかった。
このため、避難住民は飼っていた犬、ねこ等のペット動物を避難先へ連れ出すことができず、ペット動物は圏域内に放置されている状況である。
- (2) これら動物は動物愛護の観点のみならず、圏域内に住民が帰った際に公衆衛生上問題となる可能性があることから、保護收容する必要がある。

経験を生かした支援活動

- (1) 圏域内に残されたペット動物の保護については、福島県・福島県獣医師会等が組織する「福島県動物救護本部」が設立され、保護についての取組を行っていた。
- (2) 圏域内への住民の一時帰宅に合わせ、ペット動物の保護も行うこととなったが、福島県動物救護本部だけでは対応することが困難であるため、5月13日環境省から都道府県にペット動物の救護活動について獣医師等の派遣要請があった。
- (3) このため、動物愛護センターに勤務する動物愛護担当職員の意向を個別に確認し、派遣は3人1組で1週間程度を基本に、経験年数等のバランスを考慮して、派遣期間中の業務体制などを所属と調整のうえ、派遣者を決定した。
また、犬、ねこ等ペット動物の保護活動には専門的な職員とともに、犬、ねこを搬送可能な専用車が必要であることから、第1班は運転要員も加え4人体制で派遣した。
- (4) 派遣にあたっては、阪神・淡路大震災時の動物救護活動の経験から、現地活動予定に合わせた継続的、組織的な派遣等の対応を図った。
また、原子力事故への派遣のため、派遣職員の健康管理に留意する必要性から、圏域内作業は5時間以内、このうち車外活動は2時間以内とするなどの措置をとった。
- (5) 福島県庁で毎朝行われる福島県動物救護本部のミーティングに参加し、当日の活動場所及び内容の確認や現場の状況、課題などを協議した。



20 km圏域内の様子

圏域内への立ち入りに際しては、福島県内に設けられた4箇所の中継基地を拠点とし、住民要望に基づき、住民が係留等した犬、ねこ等ペット動物の保護及びシェルター施設への移送作業を行った。

20Km圏域内では、職員は防護服を着用するとともに、線量計を常時携行し当該作業に従事した。

また、保護したペット動物の収容施設での飼養管理作業にも従事したが、その際はシェルター施設担当職員の指示に基づき行動するよう心がけるとともに、犬、ねこに恐怖心等ストレスをかけないように、細心の注意をはらうこととした。

さらに、放浪している犬の保護収容作業にあたっては、日常業務で培った知識と経験を充分生かした。

(6) 福島県庁等へのアドバイス、打合せ

阪神・淡路大震災時の動物救護活動の記録や経験に基づき、救護本部の活動方針や、シェルター施設の管理運営等に関し、助言等を行った。

(7) 派遣は、6月13日から8月22日まで、実働44日間に9班、10月23日から11月19日まで、実働20日間に4班、延べ202人を派遣した。

(8) 従事期間中の個人の積算被曝線量は1派遣当たり平均34マイクロシーベルト、派遣期間中の最高積算線量は75マイクロシーベルトと放射線診療従事者の被曝線量限度(5年間20ミリシーベルト=20,000マイクロシーベルト)を下回るものであり、健康に影響を与えるレベルの被曝はなかった。



保護作業の様子



福島県動物救護本部シェルター施設

【活動実績】	巡回戸数	: 442 戸
	犬保護収容数	: 65 頭 (うち、放浪犬の保護は 17 頭)
	ねこ保護収容数	: 36 匹

被災地支援で学んだこと

(1) 阪神・淡路大震災時とは異なった被災地域の大きさ、津波の影響、さらには原子力被害など、広域的・総合的対応が必要となることから、被災自治体とのきめ細かい情報交換・調整等を行い、被災地が必要とする活動を支援することが重要。

- (2) 動物のみならず、被災者の視点に立った対応が必要。
- (3) 原子力災害のように、その対応が長期化することが予想される場合、動物愛護と管理双方の観点から、活動目的、具体的な対応策を構築していく必要がある。
- (4) 原子力災害対策は、国の対応策としての位置づけもあり、これら対策の一部として実施していくことから、地方自治体と国との情報交換、調整等が必要である。

派遣職員等のコメント

【動物愛護センター龍野支所職員（福島県派遣）】

警戒区域内に残されたペット動物の保護、そして保護施設でのケア等の救援にあたりました。現地では、震災後も多くの動物の命が消え、また、飢餓に耐える動物の悲惨な惨状を目の当たりにすることとなりましたが、その中で長期間離れ離れになった犬や猫と飼い主が再会するための一助となることもでき、悲喜こもごもの活動となりました。

ペット動物の災害対策について、行政としての防災計画の重要性、災害に備えた飼い主の責任について啓発の必要性を改めて実感しました。

今回の派遣は、被災者支援・動物愛護の観点において、日頃の業務、過去の震災経験を生かした活動であったと思います。

【動物愛護センター職員（福島県派遣）】

警戒区域内での制限された活動時間の中で、被災県からの緊急的な要請に応えられたと思います。



H23.6.5 神戸新聞



H24.1.24 神戸新聞

(8) 原発事故対策

【加工食品の放射能検査】

福島県内事業者が福島県へ依頼する加工食品の放射能検査について、福島県内での検査が検査能力を超過し困難な状況となったため、同県からの要請に基づき、県立健康生活科学研究所において検査を実施した。

被災地の状況と課題

- (1) 原子力発電所事故に伴う福島県産食品への放射能汚染に係る風評。
- (2) 福島県内事業者に対する取引先からの放射能検査の要求。
- (3) 検査依頼殺到による民間検査機関及び福島県での検査能力の超過。

経験を生かした支援活動

- (1) 原子力発電所事故に伴う福島県産食品への放射能汚染に係る風評が広がり、福島県内の食品関係事業者に対して、取引先等から放射能検査の実施を求められる状況であったが、福島県や民間検査機関に検査依頼が殺到し、福島県内での検査は検査能力を超過し困難な状況となった。
- (2) このため、福島県は平成 23 年 6 月 10 日に都道府県に加工食品の放射能検査について検査協力依頼を行った。
県では実際に検査を行う県立健康生活科学研究所（健康科学研究センター）と検査可能数や検査方法について調整を行い、週 4 検体を限度に検査協力を行うこととした。
- (3) 検査は、週 4 検体を基本に、6 月第 4 週から開始し、12 月末までに 104 検体を実施した。
検査結果はいずれも暫定規制値（放射性ヨウ素 2,000Bq/kg、放射性セシウム 500 Bq/kg）を下回るものであった。
- (4) 原子力発電所事故の収束は見られず、加工食品の検査も継続の必要があることから、引き続き検査を実施している。

被災地支援で学んだこと

- (1) 被災県だけでは対応できない今回のような災害が起こった時、被災県への支援として民間検査機関と行政が連携して検査支援を行うことの重要性を再認識した。
- (2) 平時から広域災害に備えた都道府県・民間検査機関の支援体制を構築しておく必要がある。